

令和 4 年度介護サービス事業所等指導実施計画

1 策定根拠

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 23 条
山都町指定地域密着型サービス事業者等指導監査要綱第 4 条

2 基本方針

指導は、指定介護サービス事業者等に対し、厚生労働省令、都道府県の条例ならびに区市町村の条例で定める基準および介護給付等対象サービスの取扱いならびに介護報酬の請求等に関する事項について周知徹底し、健全な事業者育成を主眼として、「介護保険施設等の指導監督について」（平成 18 年 10 月 23 日老発第 1023001 号）および「介護保険施設等に対する実地指導の標準化・効率化の運用指針について」（令和元年 5 月 29 日老指発 0529 第 1 号）を踏まえた方法により実施する。

3 事業所の選定及び実施時期

(1) 集団指導

- ア) 山都町が指定する全事業所を対象とする。
- イ) 原則として 2 月から 3 月の間に実施する。
- ウ) 原則として実施の 1 ヶ月前までに集団指導実施通知書を送付する

(2) 実地指導

原則として令和 4 年 4 月 1 日現在の指定事業所を対象とし、新規指定又は更新から満了日までの期間内に 1 回程度実施する。

なお、重点的かつ効率的に実地指導を行うため、以下の基準に基づき選定した下に掲げる表 1 及び表 2 に記載した事業所を対象とする。

ただし、県の実地指導が行われる場合であって、合同で行うことが効率的である場合は、この対象でない事業所についても行う場合がある。その際は、県の実地指導のスケジュールが分かり次第、表 2 に追記し、対象事業所へ通知する。

- ア) 開設後、未実施の事業所。（指定権者が町のみ事業所を優先）
- イ) 令和 3 年度～ 4 年度に指定更新手続きの対象で、直近に実地指導が未実施の事業所。
- ウ) サービス付き高齢者向け住宅や住宅型有料老人ホーム等の併設介護事業所。
- エ) 苦情や通報等により実地指導での確認が必要と判断した事業所。
- オ) 原則として実施の 1 ヶ月前までに実地指導通知書を送付するが、緊急性が認められる場合は、通知を省略する。

4 重点指導事項

(1) 集団指導

- ア) 令和 4 年度の実地指導において指摘が多かった事項について分析を行い、注意喚起を図り、介護保険制度の理解やサービスの質の向上を促す。
- イ) 国の重点項目に基づき、法令等の遵守は事業者の当然の責務であり、確実に遵守すべきこと、仮に法令違反が発覚した場合には、監査・処分等の対象となることについ

て周知する。

(2) 実地指導

ア) 人員基準

人員基準に定める職員の資格および員数を満たしているか。

イ) 運営基準

- (1) 個別サービス計画の作成、見直し、記録等が個々の実態に即して処理されているか。
- (2) 利用者ごとの個別サービス計画に基づいたサービス提供を含む一連のプロセスの重要性について理解しているか。
- (3) 居宅サービス計画または個別サービス計画に位置付けのないサービスを提供していないか。
- (4) 身体的拘束の廃止・高齢者虐待の防止に向けた取り組みがなされているか。
- (5) 利用者および利用者家族から個人情報の利用の同意を得ているか。
- (6) 月ごとの勤務表を作成し、日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等を明確にしているか。
- (7) 地域の環境を踏まえた非常災害対策計画の策定や避難訓練を実施しているか。

ウ) 介護報酬関係

介護報酬算定に関する告示を適切に理解し、加算・減算等の基準に沿って介護報酬が請求されているか。

特に各種加算等については、報酬基準等に基づき必要な体制が確保されているか、個別サービス計画に基づきサービス提供がされているか、他職種との協働は行われているか。

5 実施方法

(1) 集団指導

集団指導は、介護給付等対象サービスの取扱い、介護報酬の請求の内容、制度改正内容および令和4年度の指導事例等について、講習等の集合形式で行う。

ただし、感染症対策の観点から、状況によっては時期を延期等の対応を検討する。

(2) 実地指導

実地指導は、事業所に赴き、実地において実施する。必要に応じ、事業所の関係者等に来庁等させ、実施する。

なお、感染症まん延防止等の観点から事業所等での滞在時間を短縮するため、資料確認等を町役場、指導および講評等を実地において実施することができる。

また、施設に対する指導の一部については、介護保険法第24条の2に定める指定市町村事務受託法人に書類確認等の事務を委託する。

さらに、指導対象事業所が他の市町村の指定を受けている場合、他の市町村の指導と合同で実施できるよう調整を図る。

指導結果は集約、蓄積し、今後の事業者指導に活用する。

(3) 関係部署との連携

必要に応じて、福祉課高齢者支援係や熊本県等の関係部署と実地指導の実施結果等について情報共有を図る。

6 実施計画

(1) 実施予定事業所

ア) 指定居宅介護支援事業所

表 1

事業所名称	実地指導予定
矢部大矢荘居宅介護支援事業所	-
居宅介護支援事業所ライフライン矢部	-
JA 上益城居宅介護支援事業所	-
風ノ木居宅介護支援事業所	-
居宅介護支援事業所さくら	-
ケアセンターやまと	-
蘇望苑居宅介護支援事業所	-
居宅介護支援事業所そよ風の里“ほたる”	-

イ) 指定（介護予防）地域密着型サービス事業所

表 2

事業所名称	実地指導予定
大地	-
風ノ木デイサービス	-
デイサービスやすなが	-
デイサービスけあふる	-
もやい	-
グループホームすみれ	-
グループホームひまわり	-
やまびこ	令和4年11月下旬
グループホーム緑仙館	令和4年11月上旬
グループホームあいらく	-
さくら荘	-
特別養護老人ホーム風ノ木	-
特別養護老人ホームそよ風の里“ほたる”	令和4年10月27日
特別養護老人ホーム蘇望苑ユニット	-

※特別養護老人ホームそよ風の里“ほたる”への県の指導監査の実施通知があったため、日程を変更しました。

(2) 指導班の編成

指導は、福祉課介護保険係を主体として指導班を編成して実施する。